

放送大学における面接授業実施の基本的な考え方

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等により指定感染症とされた新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」)の拡大防止及び予防のための放送大学における今後の面接授業の実施に関する基本的な考え方は次のとおりとし、当分の間、これを継続する。

なお、この基本的な考え方は、今後の状況の変化に応じ、学内で審議のうえ適宜変更・修正する。

1. 面接授業は、所謂「3密」(密閉・密集・密接)を避けるため、1回あたりの受講生数を教室の定員数に比して半数以下に減じ実施する。

2. 学習センター教職員(非常勤講師を含む。)及び学生に求める基本行動

(1) 日常的なセルフチェックに努め、可能な限り毎朝検温し、その記録を付けるなど、体調の管理に努める。

(2) 学習センター来所の往復の際は、可能な限りマスクやフェイスシールド(※注)などを着用し、罹患リスクの低減を図る。

※注意事項:フェイスシールドの形状にもよるが、マスクとの併用が良いとされている。

以降、同表記において同じ。

(3) 学習センター来所後は、

- ①入口での手指のアルコール消毒、
 - ②当日の自宅等における体温測定結果の申告、
 - ③非接触型体温計が用意されている場合は検温し結果を申告、
 - ④学習センター内でのマスクやフェイスシールドなどの着用、
- を義務付ける。

ただし、④において、感覚過敏、皮膚や呼吸器の疾患等で、マスクやフェイスシールドなどの着用が困難な場合はこの限りではなく、予め学習センターと相談のうえ適切な対処に努める。

なお、この対処により難しい場合は、施設管理上及び公衆衛生上の必要性から、学習センターの利用について制限を講じることを検討する。

3. 面接授業での対策

(1) 教室の扉や窓を終始開放するか、概ね30～45分毎に受講生の協力を得て窓を開け、授業時間内に複数回の換気を行う。屋内の気温が著しく低くなる場合は、防寒対策を講じるよう求める。

(2) 教壇の教卓前に透明アクリル板の衝立を設置するなど、飛沫拡散の防止対策を講じる。

- (3) 黒板やスクリーン等に対し受講生が同一方向を向いて着席し実施する授業は、受講生間の距離を可能な限り2m(最低限1m)程度空けるよう座席配置する。
- (4) 机をコの字型、口の字型などに配置し受講生が対面で着席し実施する授業は、教室の規模・受講生数等に応じて、受講生間の距離や向き合い方などに十分配慮し座席配置する。
- (5) 実験や実習、実技、個別指導等の場合は、教室の規模・受講生数等に応じて、受講生間の距離や向き合い方等に十分配慮し座席配置する。
- (6) 受講生の発言や質問等の機会を設けるよう配慮し、その機会を十分確保するよう努める一方、受講生同士の討論や共同作業の実施の場合は短時間での実施とするか、極力控えるよう努める。なお、受講生同士が相対して討論等を行う場合には、間に透明アクリル板の衝立を設置するなど、飛沫拡散の防止対策を講じる。
- (7) 紙類を媒介とした感染症の拡大防止及び予防のため、学習センター教職員(非常勤講師を含む。)がプリント類の配布や回収をする際は、手袋を使用し罹患リスクを低減させるなど十分注意する。
- (8) 施設内のトイレ等の共用スペース、共用備品・消耗品の定期的な消毒を実施する。また、共用スペースにおける混雑回避の方策を講じる。

4. 受講生が対面式の面接授業を受講する際の条件

- (1) 感染症の拡大防止及び予防のため、更には感染症がインフルエンザ等の症状に酷似していることを踏まえ、学校保健安全法第19条の規定により、受講生が次の何れかに該当する場合は対面式での面接授業の受講を禁止(出席を停止)し、自宅等における療養を求め、学修上の不利益(※注)を与えないよう留意する。

※注意事項:授業を欠席扱いとするなどの不利益。

①感染症に罹患した者

保健所の指示や医療機関等の診断を得るまでは受講を禁止

②感染症に罹患した疑いのある者

保健所の指示や医療機関等の診断を得るまでは受講を禁止(感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は受講を禁止)

③発熱や咳など風邪の症状のある者

医療機関等の診断を得るまでは受講を禁止

④海外渡航のある者

帰国した翌日から起算して2週間は受講を禁止

- (2) 前述(1)の場合において、担当講師の判断により、補講等の救済措置を実施する場合は、該当受講生に対し授業料、教科書代金を返金しないが、救済措置を実施しない場合は、所要の手続きを経て返金する。
- (3) 前述(1)①及び②に該当する場合は、受講学習センターに速やかに報告させる。(報告様式は発生源情報の確認をも含め別途通知)
- (4) 受講生から体調がすぐれないと連絡があった場合は、面接授業の受講を断念するよう促す。
- (5) 受講生から申告を受けた受講日当日の体温が37.5度以上又は平熱より1度以上高い場合

は、念のため教職員や他の学生から距離を取り、別室等にて再度検温し、最近の症状等を確認のうえ、特に咳き込み、息苦しさ(呼吸困難)、だるさ(倦怠感)、嗅覚・味覚異常等の感染症を疑う症状がある場合は、前述(1)に従い受講を禁止している旨を伝え、速やかな保健所への相談や医療機関等の受診を促し退所させる。

なお、この対処により難しい場合は、施設管理上及び公衆衛生上の必要性から、学習センターの利用について制限を講じることを検討する。

- (6) 受講生が受講中に身体に変調をきたした場合は、速やかに学習センター教職員(非常勤講師を含む。)に申し出するよう求める。また、連続した授業においては途中で受講生の健康状態を適宜確認し、体調不良時には途中退席や欠席を認めるなどの配慮をする。この場合、学修上の不利益(※注)を与えないよう留意する。

※注意事項:授業を欠席扱いとするなどの不利益。

- (7) 受講生に対し、屋内で大声を出すなど、唾液の飛沫が拡散するような会話等を控えさせる。
(8) 受講生に対し、授業中の教室内の移動は極力控えさせる。

5. 担当講師が対面式の面接授業を開講する際の条件

- (1) 感染症の拡大防止及び予防のため、更には感染症がインフルエンザ等の症状に酷似していることを踏まえ、学校保健安全法第19条の規定により、担当講師が次の何れかに該当する場合は対面式での面接授業を閉講する。

①感染症に罹患した場合

保健所の指示や医療機関等の診断を得るまでは開講を禁止

②感染症に罹患した疑いのある場合

保健所の指示や医療機関等の診断を得るまでは開講を禁止(感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は受講を禁止)

③発熱や咳など風邪の症状のある場合

医療機関等の診断を得るまでは開講を禁止

④海外渡航のある場合

帰国した翌日から起算して2週間は開講を禁止

- (2) 前述(1)①及び②に該当する場合は、放送大学学園新型コロナウイルス感染症対策本部第9報に従い、開講学習センターに速やかに報告する。
(3) 担当講師から申告を受けた開講当日の体温が37.5度以上又は平熱より1度以上高い場合、かつ特に咳き込み、息苦しさ(呼吸困難)、だるさ(倦怠感)、嗅覚・味覚異常等の感染症を疑う症状がある場合は、担当講師と協議のうえ面接授業を閉講する。
(4) 担当講師から体調がすぐれないと連絡があった場合は、担当講師と協議のうえ面接授業を閉講する。
(5) 前述(1)、(3)及び(4)の場合において、担当講師の申入れにより別途日程変更や代替措置(Web 授業への切り替え等)を実施する場合は、毎年度第1学期においては6月末日、第2学期においては11月末日までを対象とする。
(6) 教壇の教卓前に透明アクリル板の衝立を設置するなど、飛沫拡散の防止対策を講じ、担当

講師はその内側で講義を行う。この場合、担当講師はマスクやフェイスシールド等の着用は不要とする。

(7) 担当講師が教壇を離れて、学生の側で討論や質問に答えるなどの指導を行う時には、マスクやフェイスシールド等を着用して行う。

(8) 担当講師は受講生と一定の距離(ソーシャル・ディスタンス)をとり、講義室等にマイク等が設置されている場合は、積極的にマイク等を使用するなど飛沫拡散の防止対策に努める。

なお、使用後のマイク等は必ず消毒や洗剤等による拭き取りを行う。

(9) 実験・実習・実技・個別指導等においては、器具・道具・用具・楽器等の共用を避けて行う。

6. 受講生が Web での面接授業を受講する際の条件

(1) Webでの面接授業を担当教員の許可なく撮影・録音・録画することを禁止する。これらを第三者に提供すること、インターネット上に公開することを禁止する。

(2) Web での面接授業で提供された資料を担当教員の許可なく、第三者に提供すること、インターネット上に公開することを禁止する。

7. この基本的な考え方のうち、必要な部分は学生に公表する。